



すべての子どもたちに養護教諭との出会いを！

※2019年6月の中央要請行動で文部科学省に提出します。

複数配置の学校では・・・

子どもたちからは

- ☆ 保健室にいつも先生がいてくれて安心だよ。
- ☆ 相談したいとき、いつでもゆっくり話を聞いてもらえるよ。
- ☆ 保健室の先生が2人いて、具合が悪いときやけがをしたときは、すぐにみてもらえるからうれしいよ。



養護教諭からは

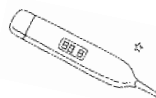
- ★ 一度に大勢の子どもたちが来室しても、2人で分担してていねいに対応できます。
- ★ 子どもたちの情報を共有し、相談しながら、仕事をすすめることができます。
- ★ 健診中や病院に付き添いのときなど、保健室を閉鎖せずに済みます。
- ★ 感染症の拡大、重大事故発生時に、2人なら落ち着いて対応できます。

特別支援学校では・・・

さまざまな障害のある子どもたちが通う特別支援学校では、児童・生徒数61人以上で複数配置となっています。しかし、大規模校が増えており、200人を超える規模の学校に養護教諭が2人では、発達年齢・発達課題の異なる子どもたちに、ていねいにかかわることは困難です。3人以上の配置を求めます。

高校では・・・

高校の設置基準が2004年度に、養護教諭の「必置制」を「置くよう努めなければならない」という努力規定に改悪されました。これにより、定時制や単位制の学校では配置が遅れています、通信制高校では、配置基準さえありません。養護教諭を配置してほしいという声は、大きくなっています。



子どもたちのために

すべての学校に養護教諭を

国の基準では、3学級未満の学校には、養護教諭が配置されません。

子どもの人数にかかわらず、子どもたちの健やかな発達を保障していくために

養護教諭の配置はかせません。

すべての学校に、養護教諭の配置が必要です。

養護教諭の全校・全課程配置を！養護教諭の複数配置を！